

第91期

定時株主総会 招集ご通知

書面による議決権行使期限
2017年6月28日（水曜日）
午後5時まで

日時

2017年6月29日（木曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）

場所

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
帝国ホテル東京 本館4階 桜の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件
- 第4号議案 ノンコミットメント型ライツ・オフアリング（行使価額ノンデイスカウント型）による当社第20回新株予約権発行の件
- 第5号議案 感謝配当（中間配当）の実施方針承認の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容改定の件

株式会社 エー・ディー・ワークス

証券コード：3250

目次

■第91期定時株主総会招集ご通知	1
■株主総会参考書類（添付書類）	3
■事業報告	26
■連結計算書類	51
■計算書類	56
■監査報告書	62

証券コード 3250
2017年6月7日

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
株式会社エー・ディー・ワークス
代表取締役社長CEO 田 中 秀 夫

第91期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第91期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2017年6月28日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2017年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
帝国ホテル東京 本館4階 桜の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項 1. 第91期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第91期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 会計監査人選任の件
第4号議案 ノンコミットメント型ライツ・オフアリング（行使価額ノンディスカウント型）による当社第20回新株予約権発行の件
第5号議案 感謝配当（中間配当）の実施方針承認の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容改定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の下記の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類への記載を省略しております。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の下記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
(当社ウェブサイト)
<http://www.re-adworks.com/ir/library/index.html>

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社グループでは、2016年10月に当社の完全子会社として株式会社スマートマネー・インベストメントを設立し、インターネットを活用した小口化不動産投資商品の流通プラットフォームを運営しております。今後の当社グループの事業展開として、インターネットを通じた事業を行っていくことをより明確にするため、現行定款第2条の事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ～ (19) <条文省略> <新 設> <新 設> <新 設> (20) 前各号に附帯関連する一切の事業	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ～ (19) <現行どおり> (20) <u>インターネットメディアおよびウェブサイトのコンテンツの企画、デザイン、製作、運営および管理</u> (21) <u>インターネット等を利用した不動産の仲介業務</u> (22) <u>インターネット等を利用した広告に関する企画、製作、実施および広告代理店業務</u> (23) 前各号に附帯関連する一切の事業

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
1	再任 た な か ひ で お 田 中 秀 夫 1950年2月7日生	1973年4月 西武不動産(株) 入社 1991年7月 田中不動産事務所 開業 1992年10月 (株)ハウスポート西洋（現 みずほ不動産販売(株)）入社 1993年3月 当社 取締役 1995年2月 当社 代表取締役（現任） （重要な兼職の状況） (株)イー・ディー・パートナーズ 代表取締役会長 (株)イー・ディー・デザインビルド 代表取締役会長 A.D.Works USA,Inc. Director Chairman ADW Management USA,Inc. Director Chairman	44,256,248株
[取締役の候補者とした理由] 当社の不動産事業をスタートアップ段階から牽引し、現在に至るまで成長させてきた実績があります。代表取締役社長CEOとしての豊富な経営経験と不動産事業に対する高い見識は、当社の企業価値向上に欠かせないものと判断し、取締役候補者としてしました。			

候補者 番 号	氏 名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
2	再任 米 津 正 五 1949年11月7日生	1973年 4 月 野村不動産(株) 入社 1994年 6 月 同社 名古屋支店長 1997年 6 月 同社 取締役 1998年 4 月 同社 関西事業本部長 兼 大阪支店長 2001年 4 月 野村不動産アーバンネット(株) 常務取締役 2004年 6 月 同社 専務取締役 2008年 4 月 同社 代表取締役 兼 専務執行役員 2010年 4 月 同社 顧問 2010年11月 当社 顧問 2011年 6 月 当社 常務取締役 アセット・コンサルティング事業部担当 2013年 6 月 当社 専務取締役 2014年 6 月 当社 取締役副社長（現任） (重要な兼職の状況) (株)エー・ディー・パートナーズ 取締役 (株)エー・ディー・デザインビルド 代表取締役社長	709,275株
[取締役の候補者とした理由] 大手デベロッパーグループでの豊富な実務経験及び経営経験があり、不動産業界に対する高い見識を有しております。当社においても取締役副社長としてグループの成長を支えた実績から、当社の企業価値向上に引き続き資するものと期待し、取締役候補者となりました。			

候補者 番 号	氏 名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
3	再任 ほそや かつとし 細 谷 佳津年 1965年12月16日生	1990年 4 月 国際興業(株) 入社 2002年 9 月 (株)ギャガ・コミュニケーションズ 入社 2003年 6 月 生駒シービー・リチャードエリス(株) (現 シービーアールイー(株)) 入社 2005年 4 月 同社 経営管理部ジェネラルマネージャー 2006年 4 月 同社 財務経理部部長 2009年 9 月 当社 管理部長 2010年 1 月 当社 執行役員 管理部長 2010年 4 月 当社 執行役員 最高財務責任者CFO 兼 経営管理部長 2011年 6 月 当社 取締役 最高財務責任者CFO 兼 経営管理部長 2014年 6 月 当社 常務取締役CFO 兼 経営管理部長 2016年 1 月 当社 常務取締役CFO (現任) (重要な兼職の状況) (株)イー・ディー・パートナーズ 取締役 (株)イー・ディー・デザインビルド 取締役 A.D.Works USA,Inc. Director CFO, Secretary ADW Management USA,Inc. Director CFO, Secretary	796,275株
	[取締役の候補者とした理由] 公開企業・外資系企業を含むスタッフ部門における豊富な実務経験とコーポレート・ガバナンスに対する高い見識を有しております。CFOとして、財務戦略の立案遂行を通じて当社の成長に寄与した実績を持ち、当社の企業価値向上に引き続き資するものと期待し、取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
4	再任 とうじ のぶひこ 田 路 進 彦 1969年8月26日生	1993年 4 月 住友信託銀行(株) (現 三井住友信託銀行(株)) 入行 2006年 4 月 創建ホームズ(株) 入社 2006年10月 同社 アセット・マネジメント事業部部長 2010年10月 当社 営業推進室長 2011年 4 月 当社 執行役員 アセット・ソリューション 事業部長 2013年 6 月 当社 上席執行役員 アセット・ソリューシ ョン事業部長 2014年 6 月 当社 取締役 上席執行役員 アセット・ソ リューション事業部長 2016年 4 月 当社 取締役 上席執行役員 アセット・ソ リューション事業本部長 (現任) (重要な兼職の状況) (株)エー・ディー・デザインビルド 取締役	293,464株
		[取締役の候補者とした理由] 不動産及び金融の分野において、優れた実績をあげており、当社においても上席執行役員アセ ット・ソリューション事業本部長として業績を牽引しております。事業部門の統括及び監督に適した経 験を持ち、当社の企業価値向上に引き続き資するものと期待し、取締役候補者としました。	

- (注) 1 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 候補者の有する当社の株式数は、2017年3月31日現在の株式数を記載しております。

第3号議案 会計監査人選任の件

会計監査人有限責任監査法人トーマツは、本株主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

このたび、監査等委員会は、当社の会計監査人評価選任基準に照らし、会計監査人に必要な専門性、独立性及び適切性を具備し、事業領域を拡げつつある当社グループの事業活動を網羅した監査の実施が可能と判断したため、新日本有限責任監査法人を会計監査人の候補者といいたしました。

会計監査人の候補者は次のとおりであります。

名 称	新日本有限責任監査法人	
主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル	
沿革	2000年4月 太田昭和監査法人（1967年1月に設立された監査法人太田哲三事務所と1979年12月に設立された昭和監査法人の合併により1985年10月に設立）とセンチュリー監査法人（1986年1月に設立）が合併し、監査法人太田昭和センチュリーを設立 2001年7月 法人名称を新日本監査法人に変更 2008年7月 有限責任監査法人に移行し、法人名称を新日本有限責任監査法人に変更	
構 成 人 員	公認会計士	3,351名
	その他監査従事者	1,025名
	その他職員	1,953名
	合計	6,329名
被 監 査 会 社 数	4,040社	
資 本 金	964百万円	
事 務 所 等	国内 東京ほか	計33ヶ所
	海外 ニューヨークほか	計46ヶ所

（2017年3月31日現在）

（注） 新日本有限責任監査法人は、2015年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2016年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。同監査法人は、2016年1月29日に金融庁に業務改善計画を提出し、監査品質の向上と課題の抜本的解決のため、ガバナンス機能の強化、組織体制の変更、組織風土の改革、人事制度の改革、及び監査現場の改革等の施策を実施しております。

当社は、業務執行社員予定者との面談により、その内容と実施状況等について説明を受けており、その説明内容も踏まえ、監査等委員会は、当社の会計監査人評価選任基準を満たすものと判断しました。

第4号議案 ノンコミットメント型ライツ・オファリング（行使価額ノンディスカウント型）による当社第20回新株予約権発行の件

会社法第277条に基づき、「ノンコミットメント型ライツ・オファリング（行使価額ノンディスカウント型）」（以下「本件ファイナンス」といい、本件ファイナンスにより発行される当社第20回新株予約権を、以下「本新株予約権」といいます。）による本新株予約権の発行を、以下のとおり、また、下記発行要項記載の要領で実施することについてご承認をお願いするものであります。

本件ファイナンス、いわゆる新株予約権の無償割当ての実施は、会社法上、取締役会による決議事項とされており、株主総会の承認を得ることは要請されておりませんが、本件ファイナンスにおいては、

- （i）本新株予約権の行使にあたり当社株主からの資金拠出が必要になること
- （ii）東京証券取引所の有価証券上場規程第304条第1項において、新株予約権証券の上場について、株主総会決議等による株主の意思確認等の増資の合理性に係る評価手続きが求められていること

などの理由から、当社はより充実した情報提供とそれに基づく株主の承認を経ることが必要であると考え、本株主総会において、本件ファイナンスの実施に関して、当該株主総会にご出席された（書面投票を含みます。）株主の過半数の承認（当社代表取締役社長であり、かつ筆頭株主である田中秀夫氏の議決権を除きます。詳細については、下記7.「増資の合理性に係る評価手続きの内容」をご参照ください。）を得ることを本件ファイナンスの実施の条件といたしました。そこで、株主の皆様には本件ファイナンスの実施についてご承認をお願いすることといたしました。

1. 本件ファイナンスの概要

2017年7月12日（水）を株主確定日とし、当該株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき1個の割合で、株式会社エー・ディー・ワークス第20回新株予約権（本新株予約権）を会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。なお、本新株予約権の行使価額は、本件ファイナンスの発行決議日の前営業日の終値（以下「発行決議日前日株価」といいます。）と同額（ノンディスカウント）としておりますが、本株主総会開催日（2017年6月29日予定）の前営業日における終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。以下「株主総会前日株価」といいます。）が、発行決議日前日株価（39円）を下回った場合には、株主総会前日株価と同額といたします。

なお、「終値」とは、一定の日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値をいいます。

2. 本件ファイナンスを選択した理由

(1) ノンコミットメント型ライツ・オフアリング（行使価額ノンディスカウント型）を採用した理由

ライツ・オフアリングとは、一定の日における発行会社以外のすべての株主に対し、その保有する発行会社株式の数に応じて新株予約権を無償で割り当て、当該新株予約権の行使に際して払い込まれる資金を調達する手法であり、その他のエクイティ・ファイナンスと比較して、「株式増加に伴う希薄化の影響という視点では、既存株主に対して平等な選択機会が提供できること」「時価総額に対する調達規模（割合）という観点からは比較的大規模な資金の調達が可能であること」等の特長を有した資金調達手法であると当社では考えております。ライツ・オフアリングにおいては、株主に無償で割り当てられた新株予約権は、東京証券取引所に上場されるため、行使を望まない株主は、市場で新株予約権を適切な価格で売却することで、株式価値の希薄化により生じる不利益の全部又は一部を補うことが可能となります。

しかしながら、仮に新株予約権の価格が理論値（普通株式の時価－新株予約権の行使価額）を大きく下回るようなケースでは、既存株主が新株予約権を売却したとしても、普通株式の株価下落による経済的価値の毀損を補填することができないこととなります。従って、このような場合には、既存株主は、上記経済的価値の毀損を回避するためには新株予約権を行使するほかなく、株主に新株予約権の行使を事実上強制するという要素は完全に排除されているとはいえないこととなります。そして、特にライツ・オフアリングにおける行使価額のディスカウント率が高く設計された場合において、このようないわゆる「行使に係る事実上の強制要素」が顕在化した場合には、既存株主の経済的価値を大きく毀損する可能性があるものと認識しております。

そこで、上記ライツ・オフアリングの特性を活かしながら、当社普通株式の株価下落による影響を極力抑制、又は回避する観点から、本件ファイナンスでは、本新株予約権の行使価額をディスカウントしない、すなわち行使価額を発行決議日前日株価と同額とし、株主総会前日株価が発行決議日前日株価を下回った場合（39円未満となる場合）には株主総会前日株価と同額といたします。これにより新株予約権行使価額のディスカウントに伴い設計論理上織り込まれる株価下落という点に限定して言えば（即ち株式数の増加の影響などまで含むものではありません）、その影響は排除されたものと考えており、その結果、既存株主においては株価下落のリスクの下、新株予約権の行使を事実上強制する要素に過度にとらわれることなく、本新株予約権の行使または売却のいずれかの判断を選択することが可能となると考えております。この観点において、従来のエクイティ・ファイナンス及びライツ・オフアリングの短所を補ったファイナンス手法であると考えております。

(2) その他の資金調達方法の検討について

ライツ・オフリングは、「株式増加に伴う希薄化の影響という視点で、既存株主に対して平等な選択機会が提供できること」「時価総額に対して比較的大規模な資金の調達が可能であること」の二点において、その他のエクイティ・ファイナンスとの比較では現在の当社において、より適当な資金調達手法であると考えております。

その前提を踏まえた上で、本件ファイナンス以外の他のファイナンスとの比較検討については、2017年4月25日公表の「ノンコミットメント型ライツ・オフリング（行使価額ノンディスカウント型）及び感謝配当（中間配当）に関するお知らせ」をご参照ください。

3. ノンコミットメント型ライツ・オフリング（ノンディスカウント上場型新株予約権の無償割当て）の日程

日 程	内 容
2017年4月25日（火）	取締役会決議 本新株予約権無償割当てに係る有価証券届出書提出
2017年5月11日（木）	本新株予約権無償割当てに係る届出の効力発生日
2017年6月29日（木）	本株主総会開催日（予定）
2017年7月3日（月）	本新株予約権無償割当ての総株主通知請求（予定）
2017年7月12日（水）	株主確定日（予定） ※本新株予約権の割当対象となる株主の確定日
2017年7月13日（木）	本新株予約権無償割当ての効力発生日 本新株予約権上場日（予定）（東京証券取引所より後日発表） 本新株予約権行使期間の初日（予定）
2017年7月31日（月） 目処	本新株予約権の株主割当通知書送付日（予定）
2017年9月5日（火）	本新株予約権の市場での売買最終日（予定） ※売買注文の受付最終日には取引先の証券会社ごとに異なる場合があります。
2017年9月6日（水）	本新株予約権上場廃止日（予定）（東京証券取引所より後日発表）
2017年9月12日（火）	本新株予約権行使期間の最終日（予定）

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達資金の額（差引手取概算額）

本件ファイナンスによる資金調達額は、本新株予約権の行使価額及び本新株予約権の行使状況により変動いたします。本件ファイナンスによる当社の資金調達額は、行使価額が発行決議日前日株価と同額で、かつ、本新株予約権が全て行使された場合に最大になり、その額は下記「【ご参考】（行使比率が100%の場合）」記載のとおりです。

当社は、2016年5月12日公表の「第5次中期経営計画」を予定どおりに完遂するため、「収益不動産残高の戦略的拡充：コア事業の事業基盤強化」及び「不動産テック関連投資：新しい不動産流通マーケットの創造」に合計約42億円程度を投資することを計画しております。本件ファイナンスは、上記2つの使途に充当することを目的とした資金調達であり、本新株予約権の最終的な行使比率が50%程度となった場合に上記金額の資金調達が可能となります。以下、本新株予約権の行使比率を50%と仮定した場合（本新株予約権の総数222,964,600個のうち、111,482,300個分が行使された場合）における払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額を記載しております。なお、以下の発行諸費用のうち、本件ファイナンスにおけるリーガルカウンセルとしての弁護士費用、本新株予約権の上場に関する取引所手数料、ほふり手数料、I Rや株主対応費用、名簿管理人手数料については本新株予約権の行使率に関わらず発生するものとなります。

（行使比率が50%の場合）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
4,347,809,700	120,000,000	4,227,809,700

- (注) 1. 上記の払込金額の総額は、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額であり、行使価額が発行決議日前日株価と同額で、かつ、本新株予約権の総数の50%（本新株予約権の総数222,964,600個のうち、111,482,300個）が行使されたと仮定した場合の金額です。また、2017年5月11日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除く。）を基準として算出した見込額です。
2. 発行諸費用の概算額は、2017年5月11日時点の概算額です。
3. 発行諸費用の内訳
- ・取引所手数料・名簿管理人手数料・ほふり手数料等 : 4,800万円
 - ・I R・株主対応（コールセンター）・弁護士等費用等 : 5,200万円
 - ・登記費用等 : 2,000万円
4. 本新株予約権の全部又は一部につき行使期間内に行使が行われない場合又は株主総会前日株価が39円未満となる場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

【ご参考】

(行使比率が100%の場合)

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
8,695,619,400	158,000,000	8,537,619,400

- (注) 1. 上記の払込金額の総額は、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額であり、行使価額が発行決議日前日株価と同額で、かつ、本新株予約権が全て行使されたと仮定した場合の金額です。また、2017年5月11日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除く。）を基準として算出した見込額です。
2. 発行諸費用の概算額は、2017年5月11日時点の概算額です。
3. 発行諸費用の内訳
- ・取引所手数料・名簿管理人手数料・ほふり手数料等 : 6,600万円
 - ・IR・株主対応（コールセンター）・弁護士等費用等 : 5,200万円
 - ・登記費用等 : 4,000万円
4. 本新株予約権の全部又は一部につき行使期間内に行使が行われない場合又は株主総会前日株価が39円未満となる場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達資金の使途

本件ファイナンスによって調達した資金は、以下に記載の①コア事業の事業基盤強化（収益不動産残高の戦略的拡充）及び、②新しい不動産流通マーケットの創造（不動産テック関連の投資）に、それぞれ40.0億円及び2.0億円を充当する予定です。

なお、本新株予約権の行使価額及び実際の行使比率の状況によっては、実際の資金調達額（差引手取概算額）は約42億円から増減しますが、その差額は以下に述べる①及び②のうち、①への投資額を増減させることで調整いたします。上述差引手取概算額の支出時期までの資金管理については、銀行預金により安定的に運用する予定です。

① コア事業の事業基盤強化（収益不動産残高の戦略的拡充）

当社グループは、2016年5月12日公表の「第5次中期経営計画」において「収益不動産残高の戦略的な拡充を通じた強固な事業基盤の確立」を基本方針の一つとしております。

2013年10月に実施したコミットメント型ライツ・オフアリングによる約22億円の調達を機に、収益基盤の強化を目的として収益不動産の積み増しを加速させた結果、収益不動産残高は2013年9月末の約64億円から2017年3月期末には約200億円へと増加いたしました。また、この間に事業領域の拡張と、提供する収益不動産メニューの多様化、また資産ポートフォリオの地域的なリスク分散を実現するため、米国カリフォルニア州と大阪に、新たな拠点を設立いたしました。特に米国においては、堅調に成長を続ける米国経済を反映して、日本よりも不動産価格の上昇率が高い傾向が続いており、

引き続き積極的な資金投下を行う予定です。

2017年8月から2020年3月にかけて、国内及び米国カリフォルニア州の収益不動産の取得原資及び収益不動産の改修工事や修繕工事といったバリュースアップ資金に40.0億円を充当する予定です。具体的な内訳は以下のとおりです。

(億円)

収益不動産の区分	収益不動産の取得 原資への充当額 (A)	バリュースアップ資 金への充当額 (B)	調達資金の充当額 合計 (A+B)	不動産取得予定額 (2017年8月～ 2020年3月)
米国販売用 収益不動産	18.5	1.5	20.0	32.3
国内短期/中期販売用 収益不動産	1.8	2.2	4.0	20.4
国内長期保有用 収益不動産	8.9	7.1	16.0	66.3
合計	29.2	10.8	40.0	119.0

不動産取得予定額119.0億円は、本件ファイナンスによる調達資金の充当額である40.0億円（収益不動産の取得原資への充当予定額29.2億円及びバリュースアップ資金への充当額10.8億円）並びに金融機関からの借入予定額79.0億円を合計したものです。

【前提条件】

不動産取得予定額の算出過程においては、収益不動産のLTP（*1）及び購入価額に対するバリュースアップ資金等の割合（以下「VU割合」といいます。）について、以下の前提をおいています。

- 米国販売用収益不動産（*2）：LTP約40%、VU割合5%
- 国内短期/中期販売用収益不動産（*3）：LTP約90%、VU割合12%
- 国内長期保有用収益不動産（*4）：LTP約85%、VU割合12%

*1 LTP：Loan to Purchase Priceの略。ローンの購入価格に対する割合のこと

*2 米国販売用収益不動産は、米国カリフォルニア州において仕入れる収益不動産をいいます。

*3 国内短期/中期販売用収益不動産は、主に首都圏を中心に仕入れ、おおよそ数か月から5年程度の保有期間で売却を予定している収益不動産をいいます。

*4 国内長期保有用収益不動産は、主に首都圏を中心に仕入れ、売却の時期を定めず、取得する収益不動産をいいます。

当社では、上記4.(2)「調達資金の使途」に記載のとおり、米国収益不動産と国内長期保有収益不動産の残高を増やすことを重視しています。

米国収益不動産については、

- ・米国の好調な経済状況を背景に賃料及び不動産価格が上昇傾向であること
 - ・状況に応じて機動的に賃料を変更できること
 - ・売買のみならずプロパティ・マネジメント等の管理も自社で行っているという点で希少性があり、競争力があること
 - ・事業ポートフォリオの観点から国内収益不動産とバランスさせること
- 等の理由から、積極的に残高を増やす方針です。

全社的な観点からは、安定収入である賃料収入を増やすことで業績の下落リスクを抑え、成長曲線をさらに安定化させる方針を採っております。

② 新しい不動産流通マーケットの創造（不動産テック関連の投資）

当社グループは、2016年10月に当社の完全子会社として株式会社スマートマネー・インベストメントを設立し、不動産関連を中心とした小口化投資商品の流通プラットフォームを本格稼働しました。

資産形成及び資産運用は、富裕層ならずとも多くの個人投資家にとって、非常に関心度、必要度の高いテーマであり、投資ポートフォリオの多様化ニーズに応える魅力的な投資商品が渴望されている状態であると当社は考えております。特に小口化不動産投資商品は、1994年に制定（翌年施行）された不動産特定共同事業法における最低出資額基準が2001年に撤廃され、より身近な投資商品となったものの、流通経路が未整備であるため、依然として商品ポテンシャルが活かされていないのが現状です。

「産業のデジタル化」という視点で不動産業を省みたとき、他産業と比較してデジタル化が遅れている、と言われ、情報の非対称性がその一因に挙げられていますが、これは裏を返せば「情報技術との融合により変革のチャンスがある」ということとなります。おりしも、個人投資家は投資商品を、スマートフォンなどの携帯端末を通してインターネットで比較検討・購入する時代となり、小口化不動産投資商品はこのようなインターネットとの親和性が高く、既に一部の小口化商品がインターネット販売で活況を呈しております。不動産テック事業への投資で、不動産商品や不動産取引の透明性が担保され、新しい不動産流通マーケットが創造され、小額での不動産投資が可能となることは、結果、個人投資家の不動産投資マインドの醸成と、更には次世代の不動産投資家の育成に寄与するものと考えており、当社グループが不動産テック事業をいち早く成長軌道に乗せることは、当社及び当社グループの企業価値を大いに高めるだけでなく、将来にわたり多くの個人投資家の要請に応える社会的意義があるものと考えております。

不動産テック事業への進出の皮切りとして、2016年11月にインターネットを活用した小口化不動産投資商品の流通プラットフォーム『みんなの投資online』を本格稼働いたしました。

『みんなの投資online』の現時点の機能は、不動産投資に関する情報発信機能のみですが、将来的には当社を含めた複数社の商品を掲載し、その売買決済機能を搭載することも検討しております。併せて、ソーシャルメディアマーケティングやリスティング広告等のwebマーケティングを行い、多数の個人投資家を『みんなの投資online』での取引に誘導するための施策を講じてまいります。

そのためにはシステム投資とマーケティング費用の投下が必要であり、本件ファイナンスにより調達した資金のうち2億円をこれらシステム投資及びマーケティング費用に充当する予定です。具体的な内容は以下のとおりです。なお、以下の資金投下額については、投資内容が現時点ではフィージビリティスタディの段階であり、各項目、各内容の具体的配分は、より詳細な計画策定の段階で意思決定していく予定です。そのため現時点においては全体としての資金投下額を記載しております。また資金投下時期も、現時点における予定時期を記載しております。

項目	内容	資金投下額	資金投下予定時期
システム投資	サーバー購入等、本社システム再構築費用	2億円	2017年8月～ 2020年3月 (予定)
	売買決済及び購入者の資産管理システム構築費用		
マーケティング費用	ソーシャルメディアマーケティング		
	リスティング広告		

5. 潜在株式による希薄化情報等

(1) 潜在株式による希薄化情報

2017年5月11日現在における当社の発行済株式数は224,176,000株であり、自己株式1,211,400株を差し引いた数222,964,600株と同数の222,964,600個の新株予約権が、本件ファイナンスにおいて発行される見込みです。従って、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式の見込数は222,964,600株となり、発行済株式総数に対する本新株予約権に係る潜在株式数の比率は99.4%となります。

本新株予約権は各株主の皆様が保有する株式数に応じて割り当てられます(2017年7月12日(水)の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様には、2017年7月31日(月)頃に、本新株予約権に関する株主割当通知書が、各株主の皆様がお取引のある証券会社にご登録いただいている住所宛に届く予定です。)。なお、本新株予約権は東京証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を市場で売却することができます。但し、割り当てられた本新株予約権の行使又は売却を行わなかった場合には、当該株式価値について希薄化が生じる可能

性又は当該希薄化により生じる不利益の全部若しくは一部を補う機会を失う可能性がありますのでご注意ください。

なお、本件ファイナンスにおいては、本新株予約権の行使価額を、発行決議日前日株価と同額（ノンディスカウント）（但し、株主総会前日株価が、発行決議日前日株価を下回った場合（39円未満となる場合）には、株主総会前日株価と同額といたします。）としていることから、本件ファイナンスが与える当社普通株式の株価への影響は、従前の行使価額の大幅なディスカウントを伴うライツ・オファリングに比し、限定的と判断しております。

（２）発行済株式数及び潜在株式数の状況（2017年5月11日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
現時点における発行済株式数	224,176,000株	100%
現時点における潜在株式数（注１）	54,007,000株	24.0%
本新株予約権に係る潜在株式数（見込数）（注２）	222,964,600株	99.4%

- （注） １． このうち、第19回新株予約権（2017年5月11日時点の潜在株式数44,700,000株）については、本株主総会における本件ファイナンスに係る議案の承認を条件として、本株主総会開催日の市場取引終了時点で未行使の新株予約権の全てを、取得条項に基づき取得する予定です。
- ２． 本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使が行われなかった場合には、発行される普通株式数は減少いたします。

6. 筆頭株主の動向

当社代表取締役社長であり、かつ筆頭株主である田中秀夫氏（2017年3月31日現在の株主名簿における持株比率において当社の発行済株式総数の19.74%を保有）においては、手元資金から数千万円程度拠出して本新株予約権を行使する意向であり、現在の持分比率を維持する意向は有していない旨報告を受けております。

なお、2016年9月30日公表の「コーポレートガバナンス・コードに対する当社ガイドライン（方針及び取組み）」における「資本政策の考え方」の中で、当社は、一層の成長を実現するため、また財務体質の強化を図るために、自己資本を充実させる資本政策が必要不可欠であると考えており、このような資本政策の実施を経て当社代表取締役社長田中秀夫氏の当社株式の持株比率が低下する可能性について説明しております。

7. 増資の合理性に係る評価手続きの内容

新株予約権の無償割当ての実施は、会社法上、取締役会による決議事項とされており、株主総会の承認を得ることは要請されておりませんが、本件ファイナンスにおいては、(i) 本新株予約権の行使にあたり当社株主からの資金拠出が必要になること、(ii) 東京証券取引所の有価証券上場規程第304条第1項において、新株予約権証券の上場について、株主総会決議等による株主の意思確認等の増資の合理性に係る評価手続きが求められていることなどの理由から、当社はより充実した情報提供とそれに基づく株主の承認を経ることが必要であると考え、本株主総会において、本件ファイナンスの実施に関して、当該株主総会にご出席された（書面投票を含みます。）株主の過半数の承認（当社代表取締役社長であり、かつ筆頭株主である田中秀夫氏の議決権を除きます。）を得ることを、本件ファイナンスの実施の条件とすることといたしました。

当社の筆頭株主である代表取締役社長田中秀夫氏の議決権を除くこととした理由は、上記6.「筆頭株主の動向」のとおり、手元資金から数千万円程度拠出して本新株予約権を行使する意向であり、現在の持分比率を維持する意向は有していない旨報告を受けているため、同氏の当社株式の持株比率が低下する可能性があることから、東京証券取引所の定める「上場審査等に関するガイドライン」Ⅲの5上場会社が発行する新株予約権証券の上場審査(1)c(b)における、「割当てを受ける新株予約権証券の権利行使を行うことで持株比率を維持する意向を示していない主要株主である取締役」に該当するためであります。

但し、本件ファイナンスの実施の条件（本株主総会における本件ファイナンスに係る議案の承認決議）を満たした場合であっても、東京証券取引所の「上場審査等に関するガイドライン」の規定に適合しない場合は、本新株予約権の上場が承認されないこととなります。この場合には、本件ファイナンスの実施を中止いたします。

【第20回新株予約権発行要項】

1. 新株予約権の名称
株式会社エー・ディー・ワークス 第20回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の割当ての方法
会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により、2017年7月12日（以下「株主確定日」という。）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てる（以下「本新株予約権無償割当て」という。）。
3. 本新株予約権の総数
株主確定日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数とする。
4. 本新株予約権無償割当ての効力発生日
2017年7月13日
5. 本新株予約権の内容
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式1株とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、本新株予約権1個あたり39円とする。但し、当社第91期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）開催日（2017年6月29日予定）の前営業日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）が、39円未満となる場合は、当該終値を行使価額とする。
 - (3) 本新株予約権の行使期間
2017年7月13日から2017年9月12日までとする。
 - (4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (5) 本新株予約権の譲渡制限
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない。
- (6) 本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 本新株予約権の取得事由
本新株予約権の取得事由は定めない。
- 6. 社債、株式等の振替に関する法律の適用
本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。
- 7. 本新株予約権の行使請求受付場所
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
- 8. 本新株予約権の行使に際しての金銭の払込取扱場所
三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部
- 9. 本新株予約権の行使の方法
 - (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。以下同じ。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行う。
 - (2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
- 10. 米国居住株主による本新株予約権の行使について
米国居住株主は、本新株予約権を行使することができない。なお、「米国居住株主」とは、1933年米国証券法（U.S. Securities Act of 1933）ルール800に定義する「U.S. holder」を意味する。
- 11. 振替機関
株式会社証券保管振替機構
- 12. その他
 - (1) 上記各項については、本株主総会における本新株予約権無償割当てに係る議案の承認

決議及び金融商品取引法による本新株予約権無償割当てに係る届出の効力発生を条件とする。

- (2) 上記に定めるものの他、本新株予約権の発行に関し、必要な事項の決定は代表取締役社長に一任する。

第5号議案 感謝配当（中間配当）の実施方針承認の件

これまで、当社のエクイティ・ファイナンスにおいて資金を拠出して当社の成長をご支援いただいた株主の皆様への当社の感謝及び株主還元の観点から、過去2回のライツ・オフアリングとこのたび実施する本件ファイナンスという合計3回にわたるエクイティ・ファイナンスへのご協力に対し、2017年9月30日を基準日とする感謝配当（中間配当）（会社法第459条及び当社定款第37条）を、下記のとおり実施する方針とすることについてご承認をお願いするものであります。なお、当該感謝配当（中間配当）の実施は、第4号議案 ノンコミットメント型ライツ・オフアリング（行使価額ノンディスカウント型）による当社第20回新株予約権発行の件が、本株主総会で承認されることを条件としております。

記

1. 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金1.65円とする。
配当総額は、基準日（2017年9月30日）における配当受領権のある株式数が確定次第決定する。
2. 剰余金の配当が効力を生じる日
2017年12月1日

《当社の感謝配当（中間配当）に関する考え方》

中期経営計画	対象期間	ライツ・オフアリング	感謝配当額 計算基準額
第3次	2013年3月期～2015年3月期	2012/10/1公表	0.55円
第4次	2015年3月期～2017年3月期	2013/10/16公表	0.55円
第5次	2017年3月期～2019年3月期	2017/4/25公表	0.55円
累 計			1.65円
(参考) 2017年3月期（通常配当：0.35円+130周年記念配当：0.20円）			0.55円

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容改定の件

1. 現行の役員株式報酬制度の報酬等の額・内容等

(1) 現行の役員株式報酬制度の概要

当社は、2014年6月24日開催の第88期定時株主総会（以下「第88期定時株主総会」といいます。）において、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対する信託を用いた役員株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入のご承認をいただき、その後、以下のご承認をいただき今日に至っております。

- ①2015年6月23日開催の第89期定時株主総会において、本制度の対象者を、国内に本店が所在する当社子会社（以下「当社対象子会社」といいます。）の代表取締役まで拡大するための改定のご承認
- ②2016年6月22日開催の第90期定時株主総会において、当社が監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、当時の取締役（社外取締役を除きます。）に対する本制度の報酬枠を廃止し、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）及び当社対象子会社の代表取締役を対象とする本制度の報酬枠を改めて設定する旨のご承認

現行の本制度は、各対象会社（当社及び当社対象子会社を含みます。）が拠出する取締役報酬額（後述(2)のとおりです。）を原資として当社が設定した信託により当社株式が取得され、信託期間（2014年7月16日から2019年5月31日までの約5年間とします。以下同じです。）中の各事業年度に各対象会社の取締役会の決議を受けて、役位ごとに定められる一定額に相当する当社株式を当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）及び当社対象子会社の代表取締役（以下併せて「対象取締役」といいます。）に交付するとともに、信託の終了時に残余株式を換価した換価処分金相当額の金銭を対象取締役に給付する株式報酬制度です。

現在、本制度の対象となっている当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）の員数は4名、当社対象子会社の代表取締役の員数は1名（当社の取締役を兼務している1名を除きます。）であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと本制度の対象となる当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）の員数は4名となります。

(2) 各対象会社が拠出する金員の上限

当社は、合計3.15億円を上限とする金員を2014年に拠出し、受益者要件を満たす当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）及び当社対象子会社の代表取締役を受益者とする信託を設定（以下「本信託」といいます。）しております。本信託は、信託管理人の指図に従い、当社によって信託された金員を原資として、当社株式を株式市場から取得していますが、当社対象子会社の代表取締役に対して交付され

た当社株式に相当する金銭については、当該当社対象子会社から当社に対して、事後的に支払われることになります。

(3) 対象取締役が取得する当社株式数の算定方法と上限

2018年までの毎年6月の各対象会社の取締役会において、対象取締役が本信託から交付を受けることができる株式数を算定する基礎となる金額（以下「交付株式数算定基礎額」といいます。）を決議します。なお、当社における交付株式数算定基礎額の上限は、第88期定時株主総会において1年につき0.8億円とすることについてご承認いただいております。

毎年6月の各対象会社の取締役会で決定した交付株式数算定基礎額に各対象取締役の配分比率（※）を乗じて各対象取締役に配分する交付株式数算定基礎額を算定し、個々の対象取締役に配分された交付株式数算定基礎額を、翌年3月末日（同日が営業日でない場合には直前の営業日）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値で除した数値を当該対象取締役に対して交付する株式数とします。なお、本制度により、当社の取締役に交付される株式の合計数の上限は、第88期定時株主総会において、信託期間を通じて10,000,000株とすることについてご承認いただいております。

※各対象取締役の配分比率は、下表に定める各対象取締役の役位ウェイトを全対象取締役の役位ウェイト合計で除することによって算出されます。

役位	役位ウェイト
代表取締役	50
役付取締役	12
使用人兼務取締役	5
その他の取締役	8
当社対象子会社の代表取締役	7

(4) 対象取締役に対する交付

信託期間中の毎年4月に、対象取締役が受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、前述(3)により算定される株数の当社株式について、本信託から交付を受けることができます。また、信託期間終了時に残余株式が生じた場合は、当該株式を本信託内で換価し、換価処分金相当額の金銭を受益権割合（※）に従って各対象取締役に給付します。

※受益権割合は、信託期間終了時に在任している対象取締役について、対象会社ごとに、それぞれ前述(3)によって配分された交付株式数算定基礎額の信託期間中における累積額を、信託期間終了時に在任している全対象取締役について前述(3)によって配分された交付株式数算定基礎額の信託期間中における累積額の合計額で除することによって算出されます。

信託期間の終了前に本信託内の当社株式が全部交付された場合には、それ以降は対象

取締役に対して本信託からの当社株式の交付は行われませんが、本信託から対象取締役に交付された当社株式の価額が交付株式数算定基礎額に不足する場合、対象会社ごとに、不足額の限度で、本制度による報酬とは別に、対象取締役に金銭報酬を支給することを予定しています。

2. 改定の内容、理由及び当該報酬を相当とする理由

本議案は、上記 1.(3)においてご承認いただいております「交付株式数算定基礎額の上限」を 1 年につき 0.8 億円から 1.2 億円に改定することについてのご承認をお願いするものであります。

改定の理由は、次のとおりです。

- ①上記 1.(2)に従い、当社は、合計 3.15 億円を上限とする金員（当社株式取得資金 3 億円及び信託報酬・信託費用を含みます。）を 2014 年に本信託に拠出しており、これまで上記 1.(3)及び(4)に従い、2014 年度分として 0.4 億円、2015 年度分として 0 円及び 2016 年度分として 0.8 億円の合計 1.2 億円分の当社株式を対象取締役に交付しておりますところ、本制度の対象年度は残り 2017 年度及び 2018 年度の 2 回を残すのみとなっているため。
- ②2016 年 9 月 30 日公表の「コーポレートガバナンス・コードに対する当社ガイドライン（方針及び取組み）」補充原則 4-2 ①に従い、取締役の全報酬に占める自社株付与の割合を上げていくため。
- ③2017 年 3 月 31 日現在、対象取締役は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）の員数は 4 名、当社対象子会社の代表取締役の員数は 1 名（当社の取締役を兼務している 1 名を除きます。）であります。将来、対象取締役を増員する可能性があるため。

但し、信託期間の終了前に本信託内の当社株式が全部交付され、本信託から対象取締役に交付された当社株式の価額が交付株式数算定基礎額に不足する場合の交付株式数算定基礎額の総額の上限を、既に交付済みの分を含め 3 億円として計算し、対象会社ごとに、不足額の限度で、本制度による報酬とは別に、対象取締役に金銭報酬を支給することとします。

上記の改定内容は、本制度導入時の第 88 期定時株主総会でご承認いただいた拠出額の上限の範囲内であることから、相当であると考えております。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2016年4月1日から
2017年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における経済環境は、国内では雇用・所得環境が改善し、ゆるやかな景気回復への期待が続く一方で、海外においては、2016年6月実施の英国国民投票により決定した英国のEU離脱、2016年11月実施の米国大統領選挙を契機とした金融市場における急激な値動き等、不確実性の上昇につながる動きがありました。

当社グループを取り巻く経営環境においては、首都圏中古マンションの売買件数及び㎡単価の上昇傾向が継続しているものの、在庫件数も並行して増加傾向にあり、リテール市場は活況ながらも慎重な見方が出始めています。収益不動産市場においても同様であり、当社グループは市況の動向を注視しながら事業活動を行いました。

このような事業環境のもと、当社グループは第5次中期経営計画（2017年3月期～2019年3月期）に基づき、「収益不動産残高の戦略的な拡充を通じた、強固な事業基盤の確立と安定的な収益基盤の追求」「新たな収益の柱となる事業の開発と育成」「規模拡大に耐えるケイパビリティの再構築」を基本方針に掲げ、各種施策に取り組みました。

当連結会計年度におきましては、上述の中期経営計画の方針に則し、首都圏及び米国（ロサンゼルス）の収益不動産の仕入を積極的に行い、並行して販売活動を行いました。2013年に開始した米国での事業は、米国が高い経済成長率を維持する中で順調に成長し、当連結会計年度においては、連結売上高の13.3%を占める2,527百万円の売上高を計上しました。

また、新しい取り組みとして、

- ・渋谷道玄坂にて自社開発オフィスビルの新築工事に着手
 - ・「収益不動産事業の収益基盤拡大」「拠点の増加による事業安定化」を目的とする大阪営業所の開設
 - ・不動産小口化投資商品の流通プラットフォーム構築を目指す『みんなの投資online』開設による不動産テック進出
 - ・賃料保証サービス『エーディー賃貸保証』の提供を開始
- を行い、新しい商品及び新しい顧客層の開拓を進めております。

以上の方針及び施策の結果、当連結会計年度の経営成績は以下の表のとおりとなりました。

2016年5月12日に公表した連結業績計画は経常利益を除き全項目達成、また表に記載の全ての段階利益において過去最高益となりました。

< 連 結 業 績 >

(単位：百万円)

	2016年3月期 (実績)		2017年3月期 (計画)		2017年3月期 (実績)			
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	前年比	計画比
売上高	15,733	100.0%	16,500	100.0%	18,969	100.0%	120.6%	115.0%
(不動産販売)	(14,132)	(89.8%)	—	—	(17,034)	(89.8%)	(120.5%)	—
(ストック)	(1,821)	(11.6%)	—	—	(2,165)	(11.4%)	(118.9%)	—
EBITDA	926	5.9%	1,200	7.3%	1,216	6.4%	131.2%	101.4%
経常利益	650	4.1%	800	4.8%	748	3.9%	115.0%	93.5%
税引前利益	650	4.1%	800	4.8%	835	4.4%	128.3%	104.4%
純利益	426	2.7%	528	3.2%	540	2.8%	126.6%	102.3%

(注) 1 (不動産販売) は「収益不動産販売事業」、(ストック) は「ストック型フィービジネス」、「税引前利益」は「税金等調整前当期純利益」、「純利益」は「親会社株主に帰属する当期純利益」をそれぞれ省略したものです。

(注) 2 EBITDA (償却等前営業利益)：連結営業利益＋償却費等＋特別損益に計上された収益不動産売却損益償却費等には減価償却費、ソフトウェア償却費、のれん償却費等のキャッシュアウトを伴わない費用を含みます。

また当社では、固定資産の中に長期保有収益不動産を含み、当該収益不動産の売却損益の一部は、連結損益計算書上の特別損益の区分に計上しております。EBITDA は、当該特別損益を含めて算出しています。

(注) 3 セグメントの売上高はグループ内取引による内部売上高を含んでいるため、(不動産販売) と (ストック) の合計は連結売上高と一致しません。

セグメントの概況は次のとおりです。なお、当社グループでは営業利益をセグメント利益としております。

（収益不動産販売事業）

当事業セグメントにおいては、期初に掲げた経営計画に基づき、積極的に収益不動産の仕入及び販売活動を行いました。

不動産価格が上昇基調にある中、収益不動産の仕入に際しては、当社の情報収集力や購入判断ノウハウを最大限活用し、採算性の高い物件の選定に注力しました。その結果、国内45棟及び米国12棟の仕入を完了し、仕入額は18,514百万円となりました。

一方、販売面においては、リノベーションやプロパティ・マネジメントまで包含することによる当社保有物件の収益性や効率性に対し、顧客からの信頼は引き続き高く、国内においては42棟、業況が拡大しつつある米国においては8棟の販売を行いました。

結果として当連結会計年度においては、売上高17,034百万円（前年同期比20.5%増）、EBITDA1,640百万円（前年同期比38.8%増）、営業利益1,551百万円（前年同期比31.4%増）となりました。また、将来の収益源である収益不動産の残高は、20,318百万円（前年度末は14,551百万円）となりました。

（ストック型フィービジネス）

当事業セグメントは、第5次中期経営計画で掲げた「安定的な収益基盤の追求」の指標となるセグメントです。

当連結会計年度においては、前述のとおり収益不動産残高が増加しました。また、販売後の収益不動産に対するプロパティ・マネジメントの受託も順調に推移し、当連結会計年度末の国内収益不動産管理戸数は4,157戸（前年度末は3,649戸）となりました。これらの要因の結果、賃料収入及びプロパティ・マネジメント受託に関する売上高が増加しました。

一方、保有不動産及び管理不動産の増加に伴うメンテナンスに関する委託費用の増加や、今後の成長に備えた組織拡充による人件費の増加などの要因により、当事業に係る費用負担が増加いたしました。

以上の活動の結果、国内外合わせて売上高2,165百万円（前年同期比18.9%増）、EBITDA712百万円（前年同期比19.5%増）、営業利益651百万円（前年同期比16.4%増）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度においては、2016年5月12日開催の当社取締役会において第19回新株予約権の発行を決議し、同年5月30日に割当が完了いたしました。当該新株予約権の割当と行使により、それぞれ18百万円と13百万円（当連結会計年度末日時点）を調達いたしました。

② 設備投資

当連結会計年度において実施した設備投資で重要なものではありません。

また、当連結会計年度において実施した重要な固定資産の売却・除却等につきましては、長期保有用収益不動産である銀裕・東幸ビル（東京都中央区）を717百万円で売却いたしました。

(3) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

項 目 \ 期 別	第 88 期	第 89 期	第 90 期	第 91 期 (当連結会計年度)
	自 2013年4月1日 至 2014年3月31日	自 2014年4月1日 至 2015年3月31日	自 2015年4月1日 至 2016年3月31日	自 2016年4月1日 至 2017年3月31日
売 上 高	11,537,213	10,735,735	15,733,153	18,969,772
経 常 利 益	450,577	540,642	650,658	748,152
親会社株主に帰属する当期純利益	270,717	333,873	426,878	540,328
1株当たり当期純利益 (円) (注2)	1.93	1.54	1.99	2.51
純 資 産	5,496,058	5,478,903	5,842,456	6,415,159
総 資 産	14,274,958	16,681,270	17,925,825	25,832,725

(注) 1 第91期（当連結会計年度）の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

- 2 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき、算出しております。
2013年4月30日現在の株主に対し、2013年5月1日を効力発生日として1株につき4株の株式分割を実施いたしました。このため、第88期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
また、2013年9月30日現在の株主に対し、2013年10月1日を効力発生日として1株につき100株の株式分割を実施いたしました。このため、第88期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(4) 対処すべき課題

① 仕入力及び販売力の増強

当社グループは、情報収集のネットワークと目利き力を強化し、仕入れる収益不動産を一層優良なものとしていく必要があります。さらに、仕入れた収益不動産にソフト、ハードの両面において適切なバリューアップを施すことで資産価値を高め、投資対象として魅力のある物件を提供できるよう努めております。

また、当社グループは東京に所在する本社のみならず、横浜、大阪及び米国ロサンゼルスにも営業拠点を持っています。これらの拠点をいかしてさらに商品ラインナップの充実を図り、併せて販売対象を拡充するよう努めております。

② 収益構造の転換

収益不動産の売却益獲得を目的とする事業は市況の影響を大きく受ける一方、賃料収入やプロパティ・マネジメント受託売上を目的とする事業は市況の変動を比較的受けにくく、安定収益基盤となります。当社グループにおいては、ストック型フィービジネスの売上高が高まれば業績の安定性が増しますが、現時点では、ストック型フィービジネスの売上高は連結売上高の1割強に留まっています。

長期保有用不動産残高拡充によって安定収益基盤の強化を進め、市況に左右されにくい収益構造への転換を目指します。

③ クローズド・マーケットの確立

当社グループは、当社が販売した収益不動産のオーナーである顧客との長期的な取引関係を保持し、付加価値が高いコンサルティングの提供と低コスト化を両立させることを企図し、エー・ディー・ワークスグループ オーナーズクラブ『Royaltorch』を発足し、その運営を通じて、強固な顧客基盤を構築しクローズド・マーケットの確立を目指しています。

『Royaltorch』をいかした顧客満足度向上をさらに進めていくためには、グループ内での協力及び情報共有体制の強化や、人材単位でのコンサルティング能力の強化を行うことが課題と認識しております。

④ 安定した資金調達の確保

当社グループの経営戦略を実現するためには、従来にも増して収益不動産残高を増加させる必要があり、そのためには収益不動産の仕入資金の調達力が不可欠であります。当社は2017年4月25日にライツ・オフアリングの実施を公表していることもあり、投資家や金融機関とのコミュニケーションを一層充実させることを課題として認識しております。2016年12月に実施した当社株主へのアンケート結果等を参照し、施策の立案及び実行を進めてまいります。

⑤ 従業員のプロフェッショナル化

当社グループでは、不動産運用に係る従業員に対し不動産に関する専門知識の習得を求めるだけでなく、グループ全体の事業戦略を推進する上で、すべての従業員に対し、自己研鑽を重ね、高い専門性を身に付けること、自律的に行動していくことを求めています。これにより、従業員個々の能力向上を図り、当社グループ全体の人材レベルの向上、ひいては当社グループのサービスの質の向上及び維持に繋げていきたいと考えております。そのため、「ヒューマン・インベストメント計画」として、人材のレベルアップに継続して取り組んでおります。また併せて、企業理念やコンプライアンスに基づいた業務運営体制の徹底のため、当社が掲げる企業行動憲章や、リスク認識などに対する全社員の意識向上にも努めております。

⑥ 資本基盤の整備に向けた取組み

当社は上場会社であり、財務及び事業の方針の決定を支配することを企図した当社に対する敵対的な企業買収を受ける可能性があります。原則として、これを否定するものではありませんが、このような行為の中には、企業価値や株主共同の利益を損なう懸念を伴う場合もあります。

そのため、「資本基盤の整備」に向けたリスク管理の一施策として、2015年6月23日開催の当社株主総会において、当社に対して買収提案が行われた場合の事前情報提供等に関する一定のルールとして、いわゆる事前警告型の買収防衛策である大規模買付ルールの更新を決議いたしました。その概略は、当社取締役会が代替案を含め買収提案者の提案を検討するために必要な情報と相当の期間を確保するとともに、当社取締役会が、当該大規模買付行為が当社の企業価値もしくは株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断することが困難である場合、株主意思の確認のための株主総会を招集することとしたものであります。また、その法的安定性を高めるため、定款に大規模買付ルールの改正やそのルールに基づく対抗措置の発動について、当社の取締役会や株主総会の決議により行うことができる旨などの根拠を規定したものであります。

(5) 主要な事業内容（2017年3月31日現在）

当社グループは、宅地建物取引業(国土交通大臣(1)第8550号・東京都知事(2)第92782号・東京都知事(2)第90187号)、不動産鑑定業(東京都知事(4)第1620号)、一般不動産投資顧問業(国土交通大臣(一般)第424号)、金融商品取引業(関東財務局長(金商)第597号)、賃貸住宅管理業(国土交通大臣(2)第902号)、不動産特定共同事業(東京都知事第96号)、特定建設業(東京都知事(特-28)第146679号)、一級建築士事務所(東京都知事第61455号)を基本として不動産に関連する事業を行っております。

事業内容については次のとおりです。

事業名	事業の内容
収益不動産販売事業	当事業におきましては、自己勘定により収益不動産を仕入れ、ソフト・ハード面における様々なバリューアップを施し資産価値を高めた上で、主に個人富裕層及び資産保有を目的とした事業法人に対して、各々の顧客ニーズに則した物件を販売しております。 販売する収益不動産は、独自の営業ルートにより仕入れた物件を建物管理状態の改善、用途変更、テナントの入れ替え、大規模修繕等を施すことにより資産価値の向上を図っております。 また、国内での当社独自のビジネスモデルの特色やノウハウを転用し、国内顧客に対するサービスメニューの拡充を目的に、米国カリフォルニア州においても同事業を展開しております。
ストック型フィービジネス	当事業におきましては、当社保有の収益不動産及び販売に至るまでの収益不動産からの賃料収入の確保を収益の柱としつつ、当社所有の収益不動産並びに管理受託物件のプロパティ・マネジメント、さらに、不動産を軸とした資産運用コンサルティング及び不動産鑑定評価・デューデリジェンスを含むフィービジネスを行っております。 プロパティ・マネジメントの主な業務といたしましては、入居者募集、入退去手続、賃貸借条件の交渉、ニーズ対応、賃料滞納に伴う督促業務、及び建物管理を行っております。同時に、収益不動産のバリューアップのため、コンストラクション・マネジメントとして各種リノベーション工事等のアドバイザー・施工を行っております。 また、相続対策や不動産有効活用のためのアドバイザーを行う等の資産運用コンサルティングを提供しております。その他、不動産を物理的・法的・経済的な角度から調査するデューデリジェンス、公的鑑定評価、事業法人及び個人からの依頼により住宅・商業施設・オフィスビル等の一般鑑定評価を行っております。

(注) 収益不動産販売事業は、国内は当社が担い、米国はADW-No.1 LLCが担っております。
ストック型フィービジネスのうちプロパティ・マネジメント事業については、国内は株式会社エー・ディー・パートナーズが担い、米国ではADW Management USA, Inc.が担っております。

事業別の売上状況は次のとおりであります。

(単位：百万円)

期 別 事業別売上	第 90 期		第 91 期 (当連結会計年度)		増 減 (第91期－第90期)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
収益不動産販売事業	14,132	89.8%	17,034	89.8%	2,902	20.5%
ストック型フィービジネス	1,821	11.6%	2,165	11.4%	343	18.9%
計	15,954	—	19,199	—	3,245	—
その他	0	0.0%	—	—	△0	—
消去又は全社	△221	△1.4%	△230	△1.2%	△8	—
合 計	15,733	100.0%	18,969	100.0%	3,236	20.6%

(6) 企業集団の主要拠点並びに従業員の状況（2017年3月31日現在）

① 主要な営業所

名称	所在地
株式会社エー・ディー・ワークス 株式会社エー・ディー・パートナーズ 株式会社エー・ディー・デザインビルド 株式会社スマートマネー・インベストメント	東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
A.D.Works USA, Inc. ADW Management USA, Inc. ADW-No.1 LLC	222 N.Sepulveda Blvd., Suite1755, El Segundo, CA 90245

② 従業員の状況

従 業 員 数	増 減 (前 期 末 比)	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
136名	21名	38.8歳	3.0年

- (注) 1 従業員数には、派遣社員を除く就業人員を記載しております。
また、当社グループ以外からの出向者を含めております。
- 2 従業員数には、当社から子会社株式会社エー・ディー・パートナーズへの出向者27名、株式会社エー・ディー・デザインビルドへの出向者2名、A.D.Works USA, Inc.への出向者1名及びADW Management USA, Inc.への出向者1名を含めております。
- 3 株式会社エー・ディー・パートナーズの従業員数は当社からの出向者を含め28名、株式会社エー・ディー・デザインビルドの従業員数は当社からの出向者を含め3名、A.D.Works USA, Inc.の従業員数は当社からの出向者を含め1名、ADW Management USA, Inc.の従業員数は当社からの出向者を含め4名であります。
- 4 平均年齢並びに平均勤続年数は、顧問を除く従業員で算出しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社エー・ディー・パートナーズ	40,000千円	100%	不動産管理事業
株式会社エー・ディー・デザインビルド	50,000千円	100%	建設事業
株式会社スマートマネー・インベストメント	20,000千円	100%	不動産テック事業
A.D.Works USA, Inc.	1,170,195千円	100%	米国子会社管理
ADW Management USA, Inc.	21,017千円	100%	米国不動産管理事業
ADW-No.1 LLC	2,117,395千円	100%	米国収益不動産事業

(注) 1 出資比率は、間接保有を含んでおります。

2 株式会社エー・ディー・デザインビルドは、2017年2月1日に株式会社エー・ディー・エスタートから社名変更しており、同年3月30日に特定建設業の許可を受けております。

3 当社は、2016年10月21日に株式会社スマートマネー・インベストメントを設立しました。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高
	千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,251,077
株 式 会 社 群 馬 銀 行	2,094,720
株 式 会 社 東 京 ス タ ー 銀 行	1,676,490
株 式 会 社 リ そ な 銀 行	1,378,503
株 式 会 社 関 西 ア ー バ ン 銀 行	1,220,960
株 式 会 社 東 日 本 銀 行	1,046,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,024,998
株 式 会 社 香 川 銀 行	820,000
株 式 会 社 東 京 都 民 銀 行	737,918
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	732,338

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2017年4月25日開催の当社取締役会において、当社以外の全株主を対象とした「ノンコミットメント型ライツ・オファリング（行使価額ノンディスカウント型）」の実施及び本年6月29日開催予定の第91期定時株主総会への付議を決議しました。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 895,260,000株
- (2) 発行済株式の総数 222,964,600株(自己株式1,211,400株を除く。)
- (3) 株 主 数 12,881名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
田中 秀夫	44,256,248 株	19.84 %
有限会社リバティーハウス	9,416,000	4.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員株式報酬信託口）	6,931,238	3.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	3,315,400	1.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,288,200	1.47
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	3,000,000	1.34
楽天証券株式会社	2,920,400	1.30
上田八木短資株式会社	2,817,300	1.26
マネックス証券株式会社	2,694,700	1.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,580,600	1.15

- (注) 1 当社は自己株式1,211,400株を所有しており、持株比率は当該自己株式を控除して計算しております。
- 2 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員株式報酬信託口）の所有株式6,931,238株は、信託を用いた役員株式報酬制度の導入に伴う当社株式であります。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

①2012年6月6日開催の取締役会決議による第13回新株予約権

- ア. 新株予約権の払込金額 1 個につき90円
- イ. 新株予約権の行使価額 1 株当たり 9円
- ウ. 新株予約権の行使条件
 - A. 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額に20%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額に90%を乗じた価格で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなしたことが上記の当社普通株式の株価下落の主な原因であると明らかに認められる場合
 - B. 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - C. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - D. 各本新株予約権の一部行使はできない。
- エ. 新株予約権の行使期間 2012年7月1日から2017年6月30日まで
- オ. 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（監査等委員である取締役・社外取締役を除く。）	100個	普通株式40,000株	1名

②2013年7月4日開催の取締役会決議による第16回新株予約権

- ア. 新株予約権の払込金額 1 個につき63円
- イ. 新株予約権の行使価額 1 株当たり41円
- ウ. 新株予約権の行使条件
 - A. 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額に20%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約

権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額に105%を乗じた価格（但し、1円未満の端数は切り上げるものとする。）で行使期間の満期日までに行使しなければならない。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社につき上場廃止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始、その他これらに類する手続開始の申立があった場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなしたことが上記の当社普通株式の株価下落の主な原因であると明らかに認められる場合
- B. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められない。
- C. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- D. 本新株予約権は1個未満の単位で行使することはできない。

エ. 新株予約権の行使期間 2013年7月19日から2018年7月18日まで

オ. 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（監査等委員である取締役・社外取締役を除く。）	33,090個	普通株式3,309,000株	4名

③2014年3月31日開催の取締役会決議による第18回新株予約権

ア. 新株予約権の払込金額 1個につき55円

イ. 新株予約権の行使価額 1株当たり44円

ウ. 新株予約権の行使条件

A. 新株予約権者は、下記 (a) 及び (b) に掲げる各条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を、当該条件を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 2015年3月期の経常利益が500百万円を超過した場合及び2016年3月期の経常利益が600百万円を超過した場合

割り当てられた本新株予約権の40%

(b) 上記 (a) を充たしており、かつ、2017年3月期の経常利益が800百万円を超過した場合

割り当てられた本新株予約権の60%

なお、上記 (a) 及び (b) における経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）の数値を用いるものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

B. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

C. 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

D. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

E. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

エ. 新株予約権の行使期間 2016年7月1日から2019年4月14日まで

オ. 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（監査等委員である取締役・社外取締役を除く。）	31,400個	普通株式3,140,000株	4名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2016年5月12日開催の取締役会決議による第19回新株予約権

	第19回新株予約権
発 行 決 議 日	2016年5月12日
新 株 予 約 権 の 総 数	450,000個（新株予約権1個につき100株）
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 及 び 数	普通株式 45,000,000株
新 株 予 約 権 の 発 行 価 額 の 総 額	18,000,000円（新株予約権1個あたり40円）
行 使 価 額	1株当たり45円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権 の行使に際して払い込むべき金額の合計金 額 を 合 算 し た 金 額	2,043,000,000円 （内訳 新株予約権発行分 18,000,000円 新株予約権行使分 2,025,000,000円）
行 使 期 間	2016年5月30日から2018年5月29日
割 当 先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
行 使 条 件	本新株予約権には、本新株予約権の行使により、割当先が当該行使後に保有することとなる当社普通株式数が、本新株予約権の発行決議日（2016年5月12日）時点における当社発行済株式総数（223,876,000株）の5%（11,193,800株）を超えることとなる場合の、当該5%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されている。
取 得 条 項	本新株予約権には、当社が、本新株予約権の割当日以降いつでも取締役会の決議により、本新株予約権1個につきその払込金額（40円）と同額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されている。

- (注) 1 上記新株予約権については、2017年3月31日までに3,000個行使されており、その結果資本金が6,810,000円、資本準備金が6,810,000円それぞれ増加しております。
- 2 2017年4月25日開催の当社取締役会において決議いたしましたノンコミットメント型ライツ・オファリング（行使価額ノンディスカウント型）による当社第20回新株予約権に係る議案が本株主総会で承認されることを条件として、当該株主総会開催日の市場取引終了時点で未行使の第19回新株予約権の全てを、上記取得条項に基づき取得する予定です。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2017年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	田 中 秀 夫	株式会社エー・ディー・パートナーズ 代表取締役会長 株式会社エー・ディー・デザインビルド 代表取締役会長 A.D.Works USA,Inc. Director Chairman ADW Management USA,Inc. Director Chairman
取 締 役 副 社 長	米 津 正 五	株式会社エー・ディー・パートナーズ 取締役 株式会社エー・ディー・デザインビルド 代表取締役社長
常 務 取 締 役 CFO	細 谷 佳津年	株式会社エー・ディー・パートナーズ 取締役 株式会社エー・ディー・デザインビルド 取締役 A.D.Works USA,Inc. Director CFO, Secretary ADW Management USA,Inc. Director CFO, Secretary
取 締 役	田 路 進 彦	当社 上席執行役員 アセット・ソリューション事業本部長 株式会社エー・ディー・デザインビルド 取締役
取 締 役 (監査等委員・常勤)	原 川 民 男	—
取 締 役 (監 査 等 委 員)	大 戸 武 元	日立化成株式会社 社外取締役 株式会社帝国ホテル 社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	須 藤 実 和	株式会社プラネットプラン 代表取締役 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科特任教授 株式会社じげん 社外取締役

- (注) 1 当社は、2016年6月22日付で監査等委員会設置会社に移行しました。これに伴い、監査役原川民男氏、蝦名卓氏、鈴木龍介氏及び井口寛二氏は、任期満了により退任いたしました。
- 2 原川民男氏、大戸武元氏及び須藤実和氏は、2016年6月22日開催の定時株主総会において取締役（監査等委員）に新たに選任され就任いたしました。
- 3 取締役本多正憲氏は、2016年6月22日開催の定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
- 4 取締役（監査等委員）原川民男氏、大戸武元氏及び須藤実和氏は、社外取締役であります。
- 5 当社は、取締役（監査等委員）原川民男氏、大戸武元氏及び須藤実和氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 6 取締役（監査等委員）須藤実和氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 7 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び重要な使用人からの情報収集、重要な会議への出席並びに内部監査部門等との連携を通じて、監査・監督機能を強化するため、原川民男氏を常勤の監査等委員に選定しております。
- 8 株式会社エー・ディー・パートナーズ、株式会社エー・ディー・デザインビルド、A.D.Works USA,Inc.及びADW Management USA,Inc.は当社の連結子会社であります。

(2) 役員の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額	摘 要
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5 名 (1 名)	251,188千円 (1,050千円)	—
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 名 (3 名)	23,400千円 (23,400千円)	—
監 査 役 （うち社外監査役）	4 名 (4 名)	6,300千円 (6,300千円)	—
計	12名	280,888千円	—

- (注) 1 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2 役員株式報酬については、支給時の時価で記載しております。
3 人数及び報酬等の額には、2016年6月22日開催の第90期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役4名を含んでおります。
4 監査等委員に対する報酬等の額は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであり、監査役に対する報酬等の額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであります。
5 上記、報酬等の額には、子会社からの報酬（取締役2,400千円）を含んでおります。

(3) 社外役員の重要な兼職の状況（2017年3月31日現在）

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の内容
取 締 役 (監 査 等 委 員)	大 戸 武 元	日立化成株式会社	社 外 取 締 役
		株式会社帝国ホテル	社 外 監 査 役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	須 藤 実 和	株式会社プラネットプラン	代 表 取 締 役
		慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科	特 任 教 授
		株式会社じげん	社 外 取 締 役

- (注) 当社は、取締役（監査等委員）須藤実和氏が代表取締役を兼務する株式会社プラネットプランとの間で、当社が実施する次世代経営者（取締役候補）研修におけるアドバイザー業務を委託する取引関係があります。なお、当社と上記の他の兼職先との間に重要な取引その他の関係はありません。

(4) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	原 川 民 男	当事業年度に開催された取締役会、監査等委員会設置会社移行前の期間に係る監査役会及び監査等委員会設置会社移行後の期間に係る監査等委員会にはそれぞれ100%出席いたしました。企業経営者並びに監査役業務に関する豊富な経験、幅広い知見を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会設置会社移行前の期間に係る監査役会においては常勤監査役として、監査等委員会設置会社移行後の期間に係る監査等委員会においては常勤監査等委員として、それぞれ主導的な立場で活動しております。
取締役 (監査等委員)	大 戸 武 元	就任後に開催された取締役会、監査等委員会にはそれぞれ100%出席いたしました。企業経営者並びに社外取締役、複数企業における経営陣幹部として培われた豊富な経験、幅広い知見を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においては、当社の事業に関する事項などについて適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	須 藤 実 和	就任後に開催された取締役会、監査等委員会にはそれぞれ100%出席いたしました。公認会計士としての知見に加え、多様な企業に対する経営コンサルティング、ベンチャーキャピタルでの投資家としての豊富な経験を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においては、当社の経理及び財務に関する事項などについて適宜、必要な発言を行っております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に規定する最低責任限度額に限定する内容の契約を締結しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	21,000千円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	— 千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

- (注) 1 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
- 2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、の金額にはこれらの合計額を記載しております。
- 3 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の内容
当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その内容は次のとおりであります。

- ①当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を月1回開催する。
 - イ. 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督を行う。
 - ウ. 当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員である取締役は監査等委員会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査・監督を行う。
 - エ. 当社は、コンプライアンス・オフィサーに、子会社におけるコンプライアンスに係る事項を管理する機能を担わせる。
- ②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ア. 株主総会、取締役会、経営役員会、経営会議の議事録を法令、定款及び規程に従い作成し、適切に保存・管理する。
 - イ. 経営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、社内通達・諸規程なども、所定の手続きに基づいて作成し、所管部署で適切に保存・管理するとともに、必要に応じてグループウェアシステムを活用し社内周知する。
- ③当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 取締役会、経営会議及びその他の重要な会議にて、業務執行取締役及び経営幹部から業務執行に関わる重要な情報の報告を定期的に行う。
 - イ. リスク対応については、組織横断的プロジェクトチームである「リスク・コンプライアンス委員会」が、全社的リスクの確認及び対応策の検討を行う。

- ウ. 反社会的勢力との関係遮断については、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会へ加盟するとともに、全部署での意識の醸成を図りつつ、業務形態に応じたチェックシステムの整備を推進する。
 - エ. 当社は、「関係会社規程」に基づき、コーポレート・アフェアーズ及びファイナンス＆アカウンティングの各部門長に、子会社におけるリスクを管理する機能を担わせる。
- ④当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 経営会議を設置し、月次の業績及び問題点の把握、改善策等を討議する。
 - イ. 取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報を各取締役に提供する。
 - ウ. 業績管理に資する財務データについては、迅速かつ的確に取締役に提供する。
 - エ. 当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。
- ⑤当社及び当社子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 当社グループの「企業行動憲章」を定め、法令と社会的規範遵守について全従業員に教育・啓蒙を実施する。
 - イ. 法令及び定款等への適合の確保については、「リスク・コンプライアンス委員会」にて、当社及び子会社のそれぞれの所管部署において教育・啓蒙の実施をするとともに、業務法規に係る遵守状況等をモニタリングする。
 - ウ. 内部監査室が、各部署における業務執行が法令・定款・社内諸規程に適合しているか否かの監査を実施する。
- ⑥当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社は、「関係会社規程」に基づき、子会社の自主性を尊重しつつ、当社における承認事項を明確にし、当社に対する報告を求め、その執行状況をモニタリングする。

- ⑦監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ア．監査等委員会の職務遂行に必要な調査、情報収集等の事項を監査等委員会の判断で実施可能な体制を維持する。
 - イ．監査等委員会の職務を補助する使用人については、その必要が生じた場合、監査等委員会の求めに応じて設置する。
- ⑧当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - ア．監査等委員である取締役が、経営役員会、経営会議、その他の重要な会議に出席することができる体制を維持する。
 - イ．監査等委員である取締役が、重要な決議書類等の閲覧、業務・財産状況の調査等を実施することができる体制を維持する。
 - ウ．監査等委員会に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。
- ⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ア．監査等委員である取締役が、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び重要な使用人からヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査室及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施できる体制を維持する。
 - イ．監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①取締役の職務執行について

当社は、2016年6月22日開催の第90期定時株主総会の決議をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これにより、当社はコーポレート・ガバナンス体制として、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。これは、取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役が監査を行うことにより、取締役会の監査・監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図ることを目的としたものであります。

当社において、取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名及び監査等委員である取締役3名（すべて社外取締役）の7名で構成されており、定時取締役会を月1回、加えて緊急な意思決定が必要な場合には、業務運営の迅速化及び経営の透明性の強化のために、臨時取締役会を随時開催することとしております。

また、会社経営の基本方針・中期経営計画などに基づく業務執行についての必要な決議を行い、会社経営の円滑な遂行を図ることを目的として、経営役員（代表取締役、役付取締役及び経営企画担当取締役）を構成メンバーとする経営役員会を月一回以上任意に開催しております。

さらに、経営の基本方針並びに経営及び各業務の執行・運営・管理に関する重要な事項を審議し、報告する機関として、経営役員の指名する者をもって構成する経営会議を月一回開催しております。

当事業年度においては、取締役会を16回、経営役員会を20回（書面決議1回を含む）、経営会議を12回、それぞれ開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、意思決定及び監督の実効性を確保しております。

②リスク及びコンプライアンスの管理について

リスク・コンプライアンス委員会を開催し、全社的リスクの確認及び対応策の検討を行い、その結果を取締役に報告し、リスクの共有化を図るとともに、リスクの低減化に努めております。

反社会的勢力との関係遮断については、定期的で開催される当社グループ全体の朝礼を利用して役員・従業員全員に周知・徹底を図るとともに、「取引審査規程」に基づき審査を行い、反社会的勢力とは取引を行わないこととしております。

③内部監査について

内部統制の有効性及び実際の業務執行状況の内部監査については、代表取締役社長直属の内部監査室（1名）を設置して対応しております。内部監査室は、各部門に対して年度計画に則して、業務活動の全般、各部門の運営状況、法令の遵守状況について監査を実施しております。

④当社子会社における業務の適正の確保について

当社は、子会社に対して、「関係会社規程」に基づき、リスク・コンプライアンスに関する事項や職務の効率性に関する事項について監督を行うとともに、子会社の自主性を尊重しつつ、職務の執行状況のモニタリングを行っております。

⑤監査等委員会について

監査等委員会は、社外取締役3名の監査等委員である取締役で構成されており、内部統制システムを利用して、取締役会での意思決定の過程、取締役の職務執行状況、その他グループ経営に係わる全般の職務執行状況について、監査を実施しております。また、監査等委員は、重要な会議体である経営役員会、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会等に任意に出席するとともに、必要に応じて、取締役及び各部門長に対して報告を求め、職務執行状況について情報を収集しております。

当事業年度においては、監査等委員会を10回開催しております。

なお、ここでは、監査等委員会移行後の運用状況の概要を記載しておりますが、移行前においても監査役について同様の体制を整備・運用しております。当事業年度においては、監査役会を4回開催しております。

また、監査等委員、内部監査担当者及び会計監査人は、定期的にミーティングを開催することによって情報交換を行い、連携を密にすることによって的確な監査体制の維持にも注力しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社に対して買収提案が行われた場合、当該買収提案を受け入れるか否かは、最終的には各株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えており、株主の皆様に最終的なご判断をいただく前提として、買収者に対して当該買収提案に関する一定の情報提供を求め、買収者から得られた情報・当社のノウハウ・経験・ステークホルダーとの関係などを前提とした当社取締役会の判断・意見を株主の皆様提供することも、当社取締役会としての務めであると考えております。

当社は、1886年に染色業として開業した後、時代の変化に柔軟に対応し、その時々時代に適した業態に変えながら、価値を創造し、事業を発展させてまいりました。現在は、①収益不動産販売事業、②ストック型フィービジネスの2つのセグメントを事業の柱と考えております。このような長い歴史を持つ当社の経営に関しましては、多くのノウハウ・経験・知識・情報及び多数の顧客並び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解なくしては、企業価値の正確な把握、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値の把握、当該買収提案がもたらす企業価値への影響等の把握等が容易でない場合があります。

そこで、株主の皆様に最終的なご判断をいただく前提として、買収者に対して当該買収提案に関する一定の情報提供を求め、買収者から得られた情報及び当社のノウハウ・経験・ステークホルダーとの関係などを前提とした当社取締役会の判断・意見を株主の皆様提供することも、当社取締役会としての務めであると考えております。

(2) 基本方針実現のための取組みの概要

当社は、定款の定めにより、2012年6月28日開催の当社定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、当社に対して買収提案が行われた場合に、事前の情報提供等に関する一定のルールとして、大規模買付ルールを導入し、2015年6月23日開催の当社定時株主総会において有効期間を3年とする更新のご承認をいただきました。その詳細につきましては当社ホームページ (<http://www.re-adworks.com/ir/>) をご覧ください。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が支配されることを防止するための取組みとしての大規模買付ルールの導入、継続、改正又は廃止については、株主総会の決議によって行います。ただし、軽微な変更及び廃止については取締役会の決議によって行うこととしています。また、大規模買付ルールに基づく対抗措置の選択及び発動は、大規模買付ルールに従い、株主総会又は取締役会の決議により行います。

(3) 基本方針実現のための取組みについての取締役等の判断及びその理由

当社は、①株主意見の反映、②独立性の高い社外者の判断の重視、③本取組み発動のための合理的な客観要件の設定といった点を考慮し、織り込むことにより、本取組みが本基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、中期的な視点に立ち、将来の事業展開に備えるための内部留保を確保した上で、業績に応じて配当を実施することを基本方針としております。

当期につきましては、1株あたりの期末配当は130周年記念配当を含む55銭といたしました。この結果、当期の連結配当性向は21.9%となりました。

次期の配当につきましては、2017年4月25日に「感謝配当（中間配当）に関するお知らせ」として公表したとおり、2017年9月30日を基準日とする感謝配当（中間配当）を1株あたり1円65銭として実施する方針としております。

なお、「感謝配当」の実施は、2017年4月25日「ノンコミットメント型ライツ・オファリング（行使価額ノンディスカウント型）及び感謝配当（中間配当）に関するお知らせ」にて公表したライツ・オファリングに係る本株主総会第4号議案が、本株主総会で承認されることが条件となっています。

また、次期の期末配当については、現時点では未定としております。

連結貸借対照表

(2017年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	24,143,012	流 動 負 債	6,331,057
現 金 及 び 預 金	4,425,499	買 掛 金	660,311
売 掛 金	110,053	短 期 借 入 金	2,915,915
販 売 用 不 動 産	17,490,706	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	189,500
仕 掛 販 売 用 不 動 産	1,594,068	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,062,010
繰 延 税 金 資 産	133,256	未 払 法 人 税 等	164,912
そ の 他	390,426	株 式 給 付 引 当 金	30,616
貸 倒 引 当 金	△998	そ の 他	1,307,790
固 定 資 産	1,689,712	固 定 負 債	13,086,508
有 形 固 定 資 産	1,322,995	社 債	1,038,250
建 物	650,431	長 期 借 入 金	12,000,318
車 両 運 搬 具	3,228	そ の 他	47,939
工 具 器 具 備 品	31,051	負 債 合 計	19,417,565
土 地	638,283	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	84,867	株 主 資 本	6,401,044
そ の 他	84,867	資 本 金	1,944,554
投 資 そ の 他 の 資 産	281,850	資 本 剰 余 金	1,893,232
投 資 有 価 証 券	109,334	利 益 剰 余 金	2,919,488
繰 延 税 金 資 産	21,945	自 己 株 式	△356,230
そ の 他	150,571	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△9,717
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△724
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△3,984
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△5,008
		新 株 予 約 権	23,832
		純 資 産 合 計	6,415,159
資 産 合 計	25,832,725	負 債 純 資 産 合 計	25,832,725

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		18,969,772
売上原価		15,308,722
売上総利益		3,661,050
販売費及び一般管理費		2,621,010
営業利益		1,040,039
営業外収益		
受取利息及び配当金	87	
受取保険金	1,325	
雑収入	163	
その他の	8	1,584
営業外費用		
支払利息	194,514	
借入手数料	48,114	
為替差損	35,019	
その他の	15,823	293,471
経常利益		748,152
特別利益		
固定資産売却益	86,863	86,863
税金等調整前当期純利益		835,015
法人税、住民税及び事業税	333,486	
法人税等調整額	△38,799	294,687
当期純利益		540,328
親会社株主に帰属する当期純利益		540,328

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	1,937,744
当期変動額	
新株の発行（新株予約権の行使）	6,810
当期変動額合計	6,810
当期末残高	1,944,554
資本剰余金	
当期首残高	1,886,483
当期変動額	
新株の発行（新株予約権の行使）	6,810
自己株式の処分	△61
当期変動額合計	6,748
当期末残高	1,893,232
利益剰余金	
当期首残高	2,457,085
当期変動額	
剰余金の配当	△77,925
親会社株主に帰属する当期純利益	540,328
当期変動額合計	462,402
当期末残高	2,919,488
自己株式	
当期首残高	△397,471
当期変動額	
自己株式の処分	41,241
当期変動額合計	41,241
当期末残高	△356,230

(単位：千円)

科 目	金 額
株主資本合計	
当期首残高	5,883,841
当期変動額	
新株の発行（新株予約権の行使）	13,620
剰余金の配当	△77,925
親会社株主に帰属する当期純利益	540,328
自己株式の処分	41,180
当期変動額合計	517,202
当期末残高	6,401,044
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	—
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△724
当期変動額合計	△724
当期末残高	△724
為替換算調整勘定	
当期首残高	△46,481
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	42,496
当期変動額合計	42,496
当期末残高	△3,984
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	△1,280
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,727
当期変動額合計	△3,727
当期末残高	△5,008

(単位：千円)

科 目	金 額
その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△47,761
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	38,044
当期変動額合計	38,044
当期末残高	△9,717
新株予約権	
当期首残高	6,376
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	17,455
当期変動額合計	17,455
当期末残高	23,832
純資産合計	
当期首残高	5,842,456
当期変動額	
新株の発行（新株予約権の行使）	13,620
剰余金の配当	△77,925
親会社株主に帰属する当期純利益	540,328
自己株式の処分	41,180
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	55,500
当期変動額合計	572,702
当期末残高	6,415,159

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2017年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	20,362,097	流 動 負 債	5,143,923
現金及び預金	3,231,324	買掛金	553,439
売掛金	835	短期借入金	2,507,900
販売用不動産	14,716,162	1年内償還予定の社債	189,500
仕掛販売用不動産	1,594,068	1年内返済予定の長期借入金	731,958
前渡金	20,000	未払金	274,169
前払費用	66,918	未払費用	152,119
繰延税金資産	107,252	未払法人税等	163,627
関係会社短期貸付金	80,000	前受金	30,000
その他の他金	545,561	預り金	57,311
貸倒引当金	△25	預り敷金	321,421
固 定 資 産	3,962,682	前受収益	130,628
有形固定資産	1,318,727	株式給付引当金	26,921
建物	650,189	その他の他	4,925
工具器具備品	30,254	固 定 負 債	12,940,744
土地	638,283	社債	1,038,250
無形固定資産	78,450	長期借入金	11,860,966
ソフトウェア	75,580	その他の他	41,527
ソフトウェア仮勘定	228	負 債 合 計	18,084,667
商標	2,556	(純 資 産 の 部)	
電話加入権	86	株 主 資 本	6,222,013
投資その他の資産	2,565,504	資本金	1,944,554
投資有価証券	109,334	資本剰余金	1,893,232
関係会社株式	2,292,291	資本準備金	1,878,447
長期前払費用	19,327	その他資本剰余金	14,784
繰延税金資産	14,727	利 益 剰 余 金	2,740,457
その他の他	129,823	利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	2,732,957
		繰越利益剰余金	2,732,957
		自 己 株 式	△356,230
		評価・換算差額等	△5,732
		その他有価証券評価差額金	△724
		繰延ヘッジ損益	△5,008
		新株予約権	23,832
		純 資 産 合 計	6,240,112
資 産 合 計	24,324,780	負 債 純 資 産 合 計	24,324,780

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		15,738,748
売 上 原 価		12,870,893
売 上 総 利 益		2,867,855
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,202,629
営 業 利 益		665,225
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	37,529	
業 務 受 託 料	72,836	
そ の 他	8,636	119,002
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	180,023	
借 入 手 数 料	41,127	
為 替 差 損	36,277	
そ の 他	15,823	273,251
経 常 利 益		510,976
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	86,863	86,863
税 引 前 当 期 純 利 益		597,839
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	231,007	
法 人 税 等 調 整 額	△43,912	187,094
当 期 純 利 益		410,744

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	1,937,744
当期変動額	
新株の発行（新株予約権の行使）	6,810
当期変動額合計	6,810
当期末残高	1,944,554
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	1,871,637
当期変動額	
新株の発行（新株予約権の行使）	6,810
当期変動額合計	6,810
当期末残高	1,878,447
その他資本剰余金	
当期首残高	14,846
当期変動額	
自己株式の処分	△61
当期変動額合計	△61
当期末残高	14,784
資本剰余金合計	
当期首残高	1,886,483
当期変動額	
新株の発行（新株予約権の行使）	6,810
自己株式の処分	△61
当期変動額合計	6,748
当期末残高	1,893,232

(単位：千円)

科 目	金 額
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	7,500
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	7,500
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	2,400,138
当期変動額	
剰余金の配当	△77,925
当期純利益	410,744
当期変動額合計	332,818
当期末残高	2,732,957
利益剰余金合計	
当期首残高	2,407,638
当期変動額	
剰余金の配当	△77,925
当期純利益	410,744
当期変動額合計	332,818
当期末残高	2,740,457
自己株式	
当期首残高	△397,471
当期変動額	
自己株式の処分	41,241
当期変動額合計	41,241
当期末残高	△356,230

(単位：千円)

科 目	金 額
株主資本合計	
当期首残高	5,834,394
当期変動額	
新株の発行（新株予約権の行使）	13,620
剰余金の配当	△77,925
当期純利益	410,744
自己株式の処分	41,180
当期変動額合計	387,618
当期末残高	6,222,013
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	—
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△724
当期変動額合計	△724
当期末残高	△724
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	△1,280
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,727
当期変動額合計	△3,727
当期末残高	△5,008
評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,280
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,451
当期変動額合計	△4,451
当期末残高	△5,732

(単位：千円)

科 目	金 額
新株予約権	
当期首残高	6,376
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	17,455
当期変動額合計	17,455
当期末残高	23,832
純資産合計	
当期首残高	5,839,490
当期変動額	
新株の発行（新株予約権の行使）	13,620
剰余金の配当	△77,925
当期純利益	410,744
自己株式の処分	41,180
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13,003
当期変動額合計	400,622
当期末残高	6,240,112

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2017年5月11日

株式会社 エー・ディー・ワークス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 片岡久依 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 津村陽介 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エー・ディー・ワークスの2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エー・ディー・ワークス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2017年5月11日

株式会社 エー・ディー・ワークス
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 片岡 久 依 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 津村 陽 介 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エー・ディー・ワークスの2016年4月1日から2017年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第91期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年5月11日

株式会社エー・ディー・ワークス 監査等委員会

監査等委員 原 川 民 男 ㊞

監査等委員 大 戸 武 元 ㊞

監査等委員 須 藤 実 和 ㊞

- (注) 1. 監査等委員3名全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当社は2016年6月22日開催の第90期定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2016年4月1日から上記株主総会終結時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

[illegible]

[illegible]

[illegible]

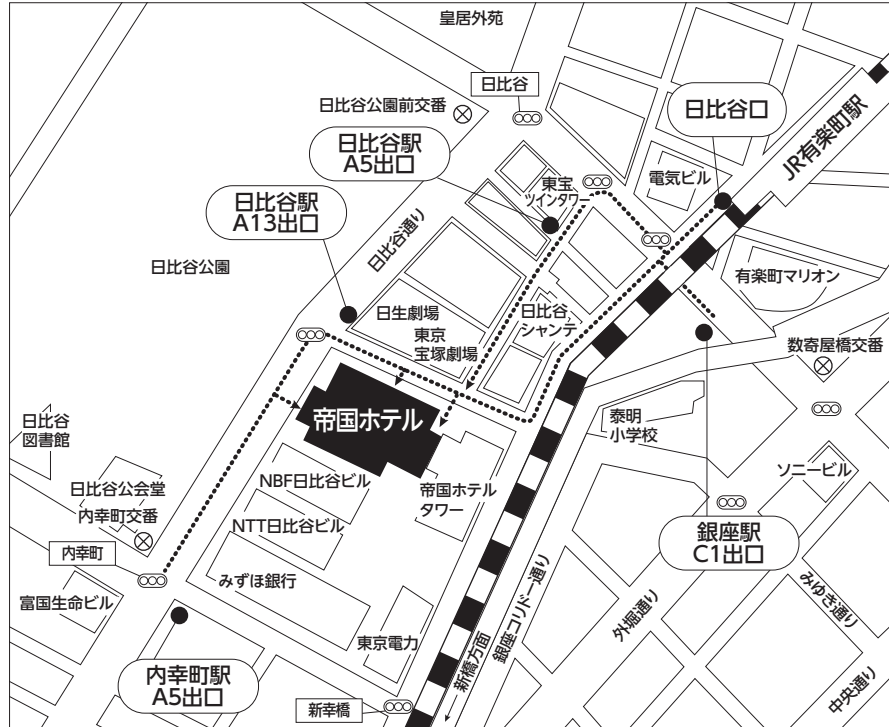
[illegible]

株主総会会場のご案内

会 場

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
帝国ホテル東京 本館4階 桜の間
電話 03-3504-1111

<ご案内図>



交通機関

地下鉄	日比谷駅	東京メトロ：日比谷線・千代田線 都営地下鉄：三田線	徒歩1分 (A13出口から)
	内幸町駅	都営地下鉄：三田線	徒歩3分 (A5出口から)
	銀座駅	東京メトロ：日比谷線・丸ノ内線・銀座線	徒歩5分 (C1出口から)
J R	有楽町駅	山手線・京浜東北線	徒歩5分 (日比谷口から)